

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例 (平成9年3月28日 条例第5号)						○幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例 (平成9年3月28日 条例第5号)					
第1条～第10条 略						第1条～第10条 略					
別表1 略						別表1 略					
別表2						別表2					
地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ	地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の後退距離の最低限度	建築物等の高さの最高限度			建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の後退距離の最低限度	建築物等の高さの最高限度
略						略					
札内あか しや町北 地区地区 整備計画 区域	業務施設 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 老人保健法に基づく老人保健施設 (2) 老人福祉法に基づく老人		6メートル		札内あか しや町北 地区地区 整備計画 区域	業務施設 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険施設		6メートル	

現 行 条 例					改 正 条 例					
		福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設					(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設			
		(3) 病院及び診療所					(3) 病院及び診療所			
		(4) 店舗（床面積が500平方メートルを超えるものを除く。）					(4) 店舗（床面積が500平方メートルを超えるものを除く。）			
		(5) 上記に係る事務所					(5) 上記に係る事務所			
		(6) 前各号の建築物に附属するもの					(6) 前各号の建築物に附属するもの			
略										
					沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの			1メートル	
						(1) 介護保険法に基づく介護保険施設				
						(2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設				
						(3) 店舗（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。）				

現 行 条 例	改 正 条 例					
			<p>(4) <u>事務所（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。）</u></p> <p>(5) <u>郵便局（床面積が500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。）</u></p> <p>(6) <u>病院及び診療所</u></p> <p>(7) <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>			
略						